

平成24年8月17日

各位

新商品

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命  
百十四銀行、広島銀行において



## 年金原資保証型変額個人年金保険(12)

を販売開始

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、**年金原資保証型変額個人年金保険(12)「プレミアタッチ」**を平成24年8月20日より、株式会社百十四銀行(頭取:渡邊 智樹)、株式会社広島銀行(頭取:池田 晃治)において、販売開始いたします。

「プレミアタッチ」は、年金原資額と死亡給付金額が最低保証される安心に、目標値に到達したら運用成果を確保したいというニーズにこたえる機能をプラスした年金保険です。

本商品の運用期間満了時の年金原資額と死亡給付金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

また、本商品は「目標値に到達したら運用成果を確保したい」というニーズにおこたえするため、契約日から1年経過以後毎日判定を行い、基本保険金額に対する解約返還金額の割合が目標値に到達した後は、定額の年金保険に移行します。

本商品の特別勘定は、国内外の株式・公社債などで運用し、運用状況に応じて資産配分割合を自動的に切り替えながら、長期的な資産の成長をめざします。

さらに、ご契約時に初期費用のご負担がありませんので、一時払保険料の全額を特別勘定で運用できます。

そのほか、本商品は運用期間を短縮して年金支払いを開始させることができる機能なども有しており、お客さまの多様なニーズにきめ細かくおこたえすることができる自在性に富んだ商品となっています。

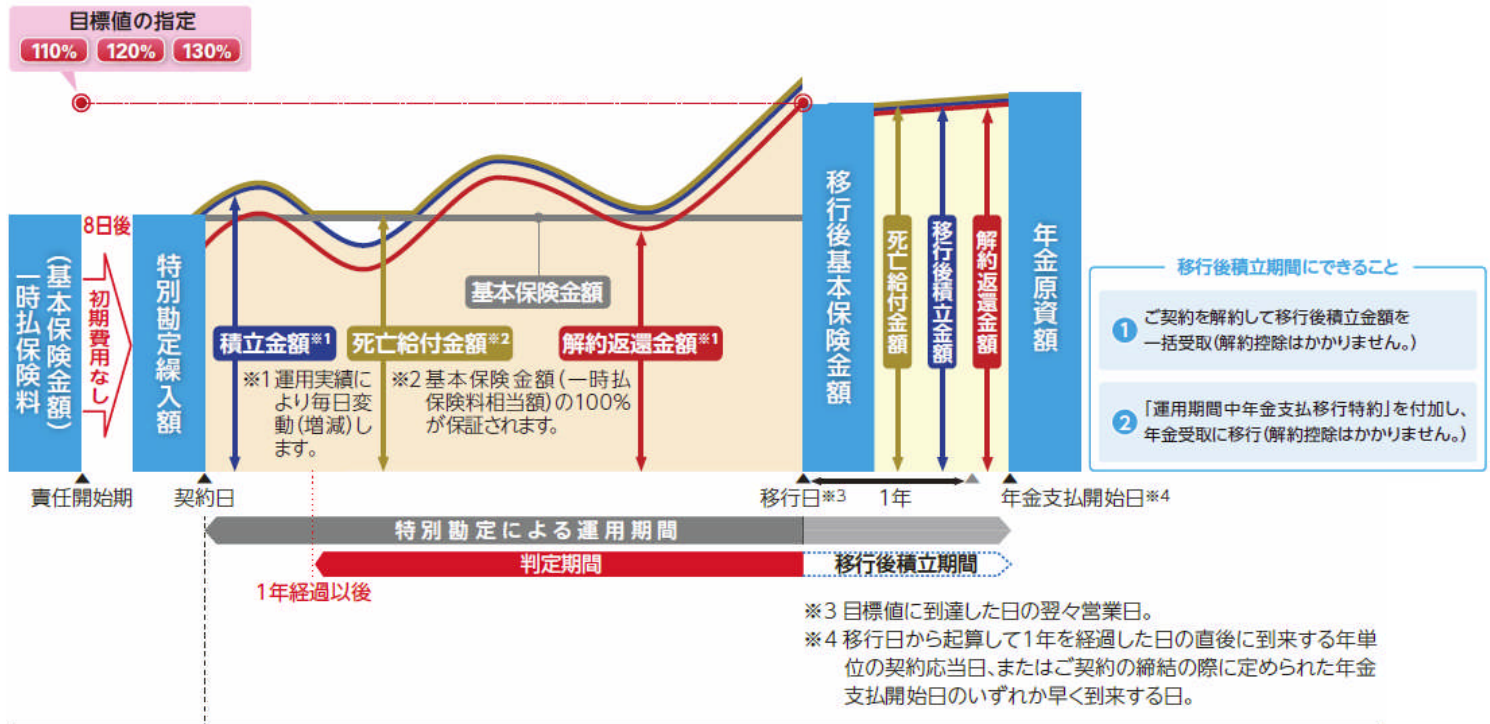
第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

以上

## 【しくみ図】(イメージ)

### 年金原資保証型変額個人年金保険(12)

#### 目標値に到達した場合



契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

## 特徴1. 初期費用の負担がありません。

- 一時払保険料の全額を特別勘定に繰り入れるため、資産を効率的に運用できます。

特別勘定による運用期間中は、保険契約関係費(特別勘定の資産総額に対して年率 2.78%)、および資産運用関係費(信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して年率 0.1575%(税込))を負担していただきます。年金支払開始日以後は、保険契約関係費(年金管理費)(受取年金額に対して 1.0%)を負担していただきます。また、解約・減額する場合は経過年数に応じた解約控除がかかります。

## 特徴2. 国内外の株式・公社債などで運用し、運用状況に応じて資産配分割合を自動的に切り替えます。

- 3つのタイプの資産配分割合を自動的に切り替えながら運用し、長期的な資産の成長をめざします。

この保険は、国内外の株式・公社債などで運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

## 特徴3. 目標値に到達した場合は、自動的に運用成果を確保し受け取れます。

- ご契約時に目標値(110%、120%、130%)をご指定いただけます。目標値を指定せずにご契約いただくこともできます。
- 基本保険金額に対する解約返還金額の割合が目標値に到達した場合、定額の年金保険に移行して、早期に運用成果を確保します。

株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値の判定は、積立金額から解約控除を差し引いた解約返還金額で行います。ご契約後 1 年未満で目標値に到達しても、目標到達判定開始前であるため、定額の年金保険に移行しません。移行日は、目標値に到達した日の翌々営業日になります。移行日以降、一般勘定にて運用を行うため、引き続き特別勘定で運用することはできません。

## 特徴4. 死亡給付金額と運用期間満了時の年金原資額には100%の最低保証があります。

- 基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

特別勘定による運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。(「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。)年金原資額として一時払保険料相当額が保証されるのは、運用期間満了時のみとなります。

## 【主なお取扱いについて】

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本保険金額<br>(一時払保険料) | 200 万円以上 5 億円以下(1 万円単位)<br>* 同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して 5 億円を超えることはできません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 運用期間               | 10 年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 契約年齢               | 0 歳～80 歳(契約日における被保険者の満年齢)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 年金種類               | <ul style="list-style-type: none"> <li>確定年金(3 年、5 年、10 年)</li> <li>* 年金のお受取りにかえて、年金原資額を一括で受け取ることができる制度(年金原資額の一時支払)もあります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 付加できる特約            | <ul style="list-style-type: none"> <li>運用期間中年金支払移行特約</li> <li>死亡給付金等の年金払特約</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 諸費用                | <p>この保険にかかる費用は、特別勘定による運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。</p> <p>&lt;ご契約時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約時にご契約者に負担していただく費用はありません。</li> </ul> <p>&lt;特別勘定による運用期間中&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約関係費:特別勘定の資産総額に対して年率 2.78%</li> <li>資産運用関係費:信託報酬は、投資信託の資産総額に対して年率 0.1575%(税込み)<br/>* 上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率の変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2012年6月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。</li> </ul> <p>&lt;ご解約時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>解約控除:基本保険金額に経過年数別の解約控除率(6.0～0.6%)を乗じた金額</li> </ul> <p>&lt;年金受取期間中&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約関係費(年金管理費):受取年金額に対して 1.0%</li> </ul> |

\*この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」を必ずお読みください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」を必ずお読みください。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)であり、預金とは異なります。

(登)C24F0064(H24.8.3)